事　務　連　絡
令和７年９月16日

各 (都道府県 / 保健所設置市 / 特別区) 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省医政局看護課

物資の流通の効率化に関する法律の来年度施行に係る政省令の公布について
（周知依頼）

日頃より医療行政への対応に格段の御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

我が国の物流を支えるために荷主事業者、物流事業者、一般消費者が協力して取り組む環境の整備に向けて、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和６年法律第 23 号。以下「改正法」という。）が第213回通常国会で成立し、令和６年５月15日に公布されました。

改正法による改正後の「物資の流通の効率化に関する法律」（平成 17 年法律第85号。以下「物流効率化法」という。）に基づき、令和７年４月１日から、全ての荷主（トラック運送事業を利用する事業者）に対して、①積載効率の向上等、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮に取り組む努力義務が課されました。

さらに、令和８年４月１日から、一定規模以上の荷主は届け出て、特定荷主として指定を受け、上記①～③の物流の効率化に向けて取り組むべき措置に関して中長期計画の提出や定期報告、物流統括管理者の選任を行う義務が課されます。

※連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの本部等）にも荷主に準じる規制が課されます。

令和８年４月１日の施行に向けて、今般、令和７年８月８日に「物資の流通の効率化に関する法律施行令」（平成17年政令第298号。以下「令」という。）を改正し、特定荷主となる荷主の規模について、年間取扱貨物重量９万トン以上と

定められました。また、同月 29 日に「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令」（令和７年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 10 号。以下「届出省令」という。）等を制定し、特定荷主制度に関する取扱貨物重量の算定方法や、提出物の様式等が規定されました。

つきましては、令和８年４月１日からの法施行の適確な実施に向けて、内容についてご了知いただくとともに、管内の医療機関等に対し下記内容について周知をいただき、適切にご対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、関係事業者における物流効率化法の理解の促進に資するよう、国土交通省、経済産業省及び農林水産省において「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」及び「物流効率化法理解促進ポータルサイト」を作成・公表をしておりますので、あわせてお知らせいたします。

記

１．特定荷主制度の詳細について（別添参照）

（１）特定荷主の指定の届出について【2026 年度の提出締切：５月末日】

一定規模（年間取扱貨物重量が９万トン）以上の荷主は、法第 45 条第２項又は第６項及び届出省令の規定に基づき、特定荷主の指定に係る貨物の重量に関する届出を行い、「特定荷主」として指定を受けることとされている。このため、全ての荷主は、2025 年度（2025 年４月～2026 年３月）における自社の取扱貨物の重量を算定し、届出の要否を判断することが必要となる。

① 特定荷主の定義と基準重量

- 第一種荷主（法第 30 条第８号。運送契約を締結する者。運送契約の締結を貨物利用運送事業者等に委託する場合を含む。）としての取扱貨物重量が年間９万トン以上である場合は、特定第一種荷主として指定される。
- 第二種荷主（法第 30 条第９号。運送契約は締結しないが、トラック事業者との間で貨物を引き渡し、又は受け取る者。受渡しを他者に委託する場合を含む。）としての取扱貨物重量が年間９万トン以上である場合は、特定第二種荷主として指定される。

※第一種荷主としての取扱貨物重量及び第二種荷主としての取扱貨物重量が、それぞれ年間９万トン以上である場合は、特定第一種荷主かつ特定第二種荷主となる。

※「特定荷主」は、特定第一種荷主及び特定第二種荷主をいう。

② 重量算定の方法

第一種荷主としての重量算定の方法は、届出省令第１条において以下のとおり規定されており、各事業者において適切な方法を選択して、第一種荷主としての取扱貨物の重量を算定すること。

１．実測
２．対象貨物（令第６条第２項に規定する「対象貨物」をいう。）の単位数量当たりの標準的な重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法
３．対象貨物の容積を標準的な重量原単位等により当該対象貨物の重量に換算する方法
４．対象貨物の運送に係る貨物自動車の最大積載量又は当該運送の種類に応じた平均積載量に当該貨物自動車の台数を乗ずる方法
５．対象貨物の売上額又は仕入額を当該対象貨物の単位重量当たりの標準的

な額で除する方法

6．第二種荷主としての対象貨物の重量（受渡し貨物重量）が第一種荷主としての対象貨物の重量（委託貨物重量）とおおむね一致する場合に、当該受渡し貨物重量を委託貨物重量とみなす方法（たとえば卸が出荷量を入荷量と同量として推計する方法）

7．対象貨物に係る運送契約又は物品の売買その他の取引の契約において重量が定められている場合に、当該重量（対象年度に行わせた運送に係るものに限る。）を運送ごとに区分する方法

8．1～7の方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合に、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

また、第二種荷主としての重量算定の方法については、届出省令第5条に規定されており、第一種荷主と同様、取扱貨物の重量を算定すること。

その上で、算定した取扱貨物の重量が基準重量を超えている区分（第一種荷主又は第二種荷主）について、届出を荷主事業所管大臣に提出する必要がある。

（2）中長期的な計画の作成について【2026年度の提出締切：10月末日】

特定荷主は、判断基準を踏まえ、努力義務である①運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加（積載効率の向上等）、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮の実施に関する中長期的な計画を作成・提出することが必要。提出締切は毎年度7月末日（2026年度は10月末日）とし、記載事項は以下のとおり。

① 実施する措置
② 実施する措置の具体的な内容・目標等
③ 実施時期　等

（3）物流統括管理者の選任について【遅滞なく提出】

特定荷主の指定を受けた事業者は、指定の通知を受けた後速やかに「物流統括管理者」を選任し、荷主事業所管大臣に届け出ることが必要。

なお、法第47条第2項において「物流統括管理者は、特定荷主が行う事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者をもって充てなければならない。」と規定されており、適任となる者を選任すること。

（4）定期報告書の提出について【初回提出締切：2027年7月末日】

特定荷主の指定を受けた事業者は、毎年度、努力義務である①運転者一人当たりの一回の運送毎の貨物の重量の増加（積載効率の向上等）、②荷待ち時間

の短縮、③荷役等時間の短縮の実施に関する定期報告を行うことが必要。提出締切は毎年度７月末日とし、記載事項は以下のとおり。

① 事業者の判断基準の遵守状況（チェックリスト形式）
② 判断基準と関連した取組に関する状況
③ 荷待ち時間等の状況

２.「物流効率化法理解促進ポータルサイト」について

物流効率化法の理解促進のため、ポータルサイトを作成しており、制度の概要や、努力義務の対象となる「荷主」の定義、「判断基準」・「解説書」の内容を紹介していますので、是非ご覧ください。

URL：https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/

また、国土交通省・経済産業省・農林水産省の各 web サイトでも制度の概要や解説書等について紹介していますので、ご覧ください。

〇国土交通省
https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn1_000029.html
〇経済産業省
https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html
〇農林水産省
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/250327.html

（参考）物資の流通の効率化に関する法律の概要

（１）全ての事業者に対する措置【本年４月１日から施行済み】

① 荷主（発荷主、着荷主）、物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。

② 荷主・物流事業者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

③ 努力義務の概要

荷主の努力義務の概要は次のとおりです。努力義務の具体的内容を定め

る判断基準[1]とその内容を解説する「解説書[2]」も合わせてご覧ください。

努力義務	判断基準の概要
積載効率の向上等	・リードタイムの確保 ・入荷量及び出荷量の適正化 ・配車計画等の最適化 ・関係部署間の連携促進
荷待ち時間の短縮	・到着時刻の分散 ・到着時刻の適切な指定 ・寄託先の到着時刻の分散
荷役等時間の短縮	・荷役等の効率化 ・検品の効率化 ・荷役等を行う環境の整備

（２）一定規模以上の荷主に対する措置【令和８年４月１日から施行】

① 荷主のうち一定規模（年間取扱貨物重量９万トン）以上のものを国が特定荷主として指定。

② 特定荷主は、中長期計画の作成や定期報告等を義務付けられ、努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施することも可能。

③ 特定荷主は、物流統括管理者の選任を義務付けられる。

[1] 荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令（令和７年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）

[2] 荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

別添

背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年４月から適用される一方、物流の停滞が懸念される**「2024年問題」**に直面。

- 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
- 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。

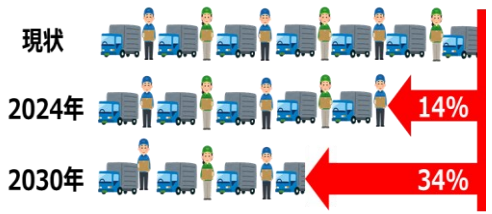

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。
→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。

改正法の概要

１．荷主・物流事業者に対する規制的措置　【流通業務総合効率化法】

○①**荷主**＊1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
＊1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主等が取り組むべき措置の例】＜パレットの導入＞

バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレットの利用による荷役時間の短縮

２．トラック事業者の取引に対する規制的措置　【貨物自動車運送事業法】

○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付等**を義務付け＊2。

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。

○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**＊3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。
＊2･3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

３．軽トラック事業者に対する規制的措置　【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者**選任と**講習**受講、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。

○国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長
【KPI】 施行後3年で（2019年度比）　○荷待ち・荷役時間の削減　年間125時間/人削減
○積載率向上による輸送能力の増加　16パーセント増加

荷主・物流事業者に対する規制的措置のポイント

荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役等時間の削減や積載効率の向上等を図る。

すべての事業者

○①**荷主**＊（発荷主、着荷主）、② **物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

＊ 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

一定規模以上の事業者

○上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。
※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】

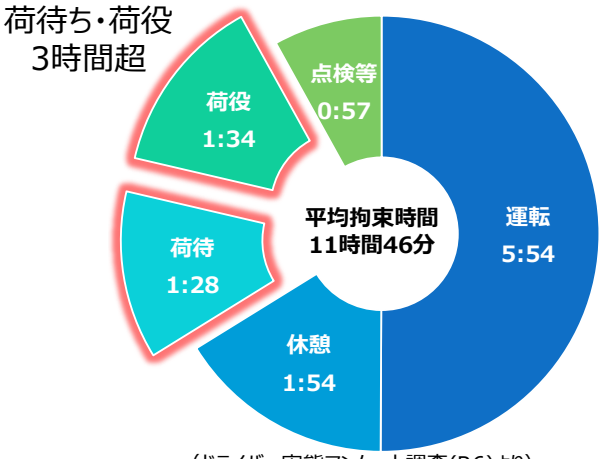

（ドライバー実態アンケート調査(R6)より）

【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入　等
荷役等時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善　等
積載効率の向上等	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約　等

【荷主等が取り組むべき措置の例】

バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入

パレットの利用による荷役時間の短縮

物流効率化法の施行に向けた検討状況

○国交省・経産省・農水省３省の審議会の合同会議※の取りまとめを踏まえ、**本年４月１日**より、**新物効法**に基づく**運送・荷役等の効率化**に向けた**基本方針**、**荷主・物流事業者の努力義務**、**判断基準**等を施行。

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

基本方針のポイント　※本年（2025年）４月１日施行

（１）トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標

・ 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。

① ５割の運行で、**１運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計２時間以内に削減**（１人当たり年間125時間の短縮）

② ５割の車両で、**積載効率50%を実現**（全体の車両で積載効率44%に増加）

（２）トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

・ 国と地方公共団体は、自らが荷主や施設管理者になる場合、率先してドライバーの運送・荷役等の効率化に資する措置等を実施

・ 国は、設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、自動運転トラック・ドローン物流の実用化、物流人材の育成等を支援

（３）トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し荷主・物流事業者等が講ずべき措置

・ 積載効率の向上等　・ 荷待ち時間の短縮　・ 荷役等時間の短縮

（４）集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する事業者の活動に関する国民の理解の増進

・ 再配達の削減や多様な受取方法等の普及促進　・「送料無料」表示の見直し

・ 返品の削減や欠品に対するペナルティの見直し

（５）その他トラック運送サービスの持続可能な提供の確保に資するトラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進

・ 物流に関わる多様な主体の役割（地域の産業振興やまちづくりとの連携、経済界全体での理解増進　等）

・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提（中継輸送拠点の整備、「標準的運賃」の浸透　等）

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】

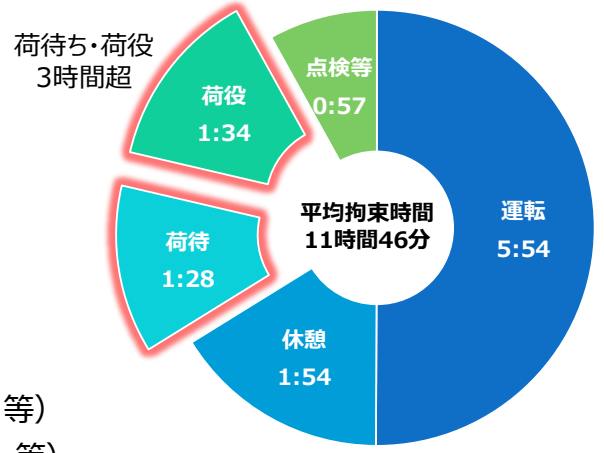

（ドライバー実態アンケート調査(R6)より）

荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント　※本年（2025年）４月１日施行

＜荷主・物流事業者の判断基準等＞

○**すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① 積載効率の向上等

- 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- 配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化　等

地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散　等

※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う

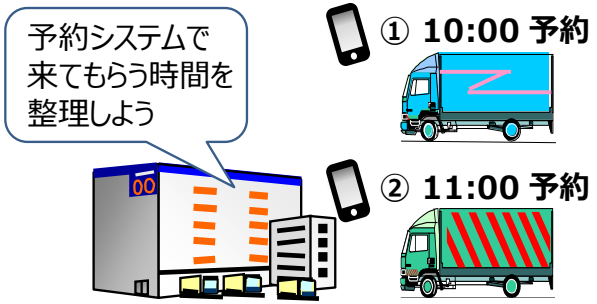

トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- パレット等の輸送用器具の導入による荷役等の効率化
- 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化　等

パレットの利用や検品の効率化

＜荷主等の取組状況に関する調査・公表＞

○荷主等の判断基準について、**物流事業者を対象として定期的なアンケート調査**を行い、上記①～③の**取組状況を把握**するとともに、これらの回答の**点数の高い者・低い者も含め公表**（点数の低い者の公表を検討する際は、ヒアリング等により適切に実態を把握する）。

＜物流に関係する事業者等の責務＞

○荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモールの運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、**運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者**についても、その**取組方針や事例等を示す**ことを検討。

トラック事業者等の判断基準・解説書の概要

積載効率の向上等

○ **複数の荷主の貨物の積合せ**を行うこと等により、**輸送網を集約**すること

○ **荷主や他のトラック事業者等と協議を実施し、配送の共同化**に取り組むこと

○ 求貨求車システム等を活用した復荷の確保により、**実車率の向上**を図ること

○ 配車システムの導入等により、**配車・運行計画の最適化**を行うこと

○ 輸送量に応じた大型車両の導入等により、**積載することが可能な貨物の総量を増加**させること

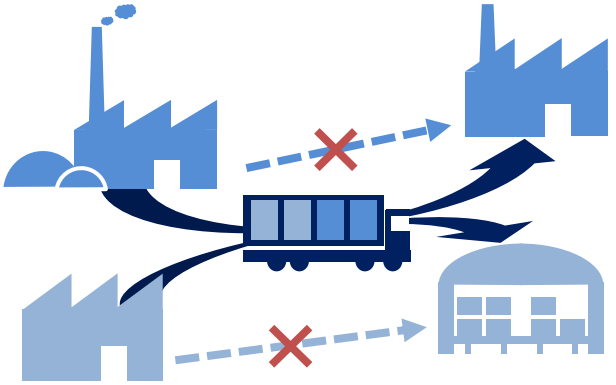

積合せによる輸送網集約

※ このほか、合同会議の取りまとめを踏まえ、

・トラックドライバーの荷待ち・荷役等時間を把握し、荷主が自ら**荷待ち・荷役等時間を把握することが難しい場合**に**実際に要したこれらの時間について情報提供**すること

・**関係事業者がトラック予約受付システムを導入している場合は、そのシステムを利用する**こと

・荷主が指示した時刻・時間帯に**遅延する場合は荷主や寄託倉庫にその状況を報告する**とともに、**理由なく必要以上に早くトラックドライバーが集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着しない**よう、**効率的な配車・運行**に努めること。

・取引先に対して、**共同輸配送のための個建て運賃の導入**や**リードタイムに応じた運賃設定、標準仕様パレットの活用**などの**提案を行う**こと

等にも取り組んでいただきたい。

地域の配送の共同化

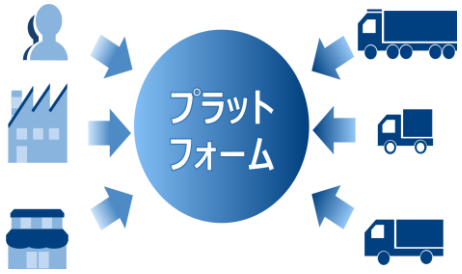

求貨求車システムの活用

荷主（発荷主・着荷主）の判断基準・解説書の概要

積載効率の向上等

○　トラック事業者が複数の荷主の貨物の積合せ等に積極的に取り組めるよう、**実態に即した適切なリードタイムの確保**や**荷主間の連携**に取り組むこと

○　トラック事業者の運行効率向上のため、**繁閑差の平準化**や**納品日の集約**等を通じた発送量・納入量の適正化や、配車システムの導入等を通じた**配車・運行計画の最適化**に取り組むこと

○　適切なリードタイムの確保や発送量・納入量の適正化ができるよう、**社内の関係部門（物流・販売・調達 等）の連携を促進**すること　等

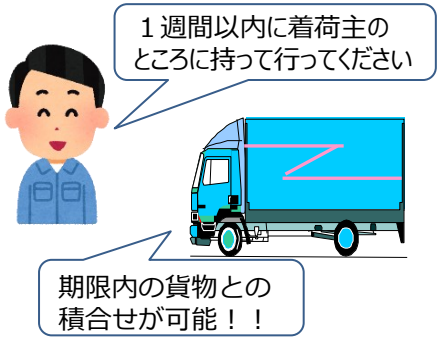

リードタイムの確保

荷待ち時間の短縮

○　トラックが一時に集中して到着することがないよう、**トラック予約受付システムの導入**や**混雑時間を回避した日時指定**等により、**貨物の出荷・納品日時を分散**させること（システムについては、実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行うこと）　　等

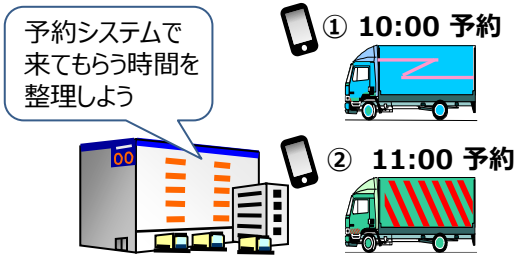

予約受付システムの活用

荷役等時間の短縮

○　**パレット、カゴ車等の輸送用器具**の導入により、荷役等の効率化を図ること

○　貨物の出荷の際に、**出荷荷積み時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り**等を行うこと

○　フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等により、**トラックドライバーの負担軽減**と**積卸し作業の効率化**を図ること

○　ASNの活用、バーコード等の商品の識別タグの導入等により、**検品の効率化**を図ること

○　**バース等の荷捌き場を貨物の量に応じて適正に確保**し、作業環境を整えること　等

検品の効率化

貨物自動車関連事業者（倉庫、港湾運送、航空運送、鉄道）の判断基準・解説書の概要

荷待ち時間の短縮

※倉庫業者のみ努力義務が課される

○　トラックが一時に集中して到着することがないよう、**トラック予約受付システムの導入**や**混雑時間を回避した日時指定**等により、**貨物の出荷・納品日時を分散**させること（システムについては、実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行うこと）　等

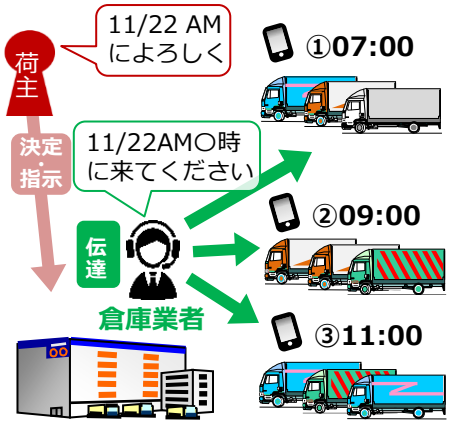

予約受付システムを活用した調整

荷役等時間の短縮

※全ての関連事業者に努力義務が課される

○　**バース等の荷捌き場を貨物の量に応じて適正に確保**し、作業環境を整えること

○　荷役前後の搬出入の実施に関するマニュアルの作成や周知等により、**搬出入を迅速に行う**こと

○　フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等により、**ドライバーの負担軽減**と**積卸し作業の効率化**を図ること

○　発送先の荷主ごとに有償で**貨物を仕分けて**トラックドライバーに引き渡すこと

○　荷主から一貫パレチゼーション実現のためにパレットでの納品を提案された場合に、**その提案に有償で協力を行う**こと等により、荷役等の効率化を図ること

○　**検品を効率的に実施するための機器**を導入すること等により、**検品作業の時間を短縮**すること　等

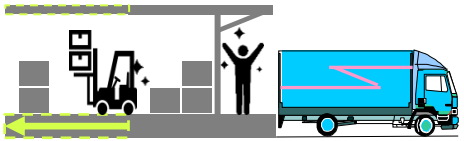

物量に応じた拡張

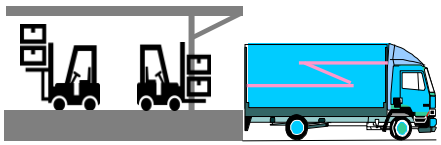

フォークリフト等を適切に配置

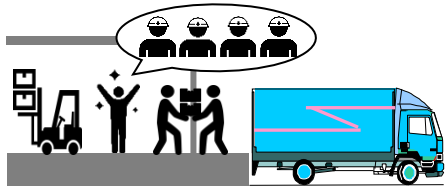

作業員を適切に配置

特定事業者の指定基準等のポイント　※来年（2026年）４月施行予定

※合同会議取りまとめから抜粋

＜特定事業者の指定基準＞

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる**一定規模以上の事業者**（**特定事業者**）について、全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者	**特定倉庫業者**	**特定貨物自動車運送事業者等**
取扱貨物の重量　９万トン以上 （上位3,200社程度）	貨物の保管量　70万トン以上 （上位70社程度）	保有車両台数　150台以上 （上位790社程度）

＜中長期計画・定期報告の記載内容＞

中長期計画

○作成期間
- **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは５年に１度提出

○記載内容
（１）**実施する措置**
（２）実施する措置の**具体的な内容・目標**等
（３）実施**時期**　等

定期報告

○記載内容
（１）事業者の**判断基準の遵守状況**（チェックリスト形式）
（２）判断基準と**関連した取組に関する状況**（自由記述）
（３）**荷待ち時間等**の状況【荷主等】

○荷待ち時間等の状況の計測方法
- 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
- 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能　等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、改正物効法の枠組みと合わせて具体化。

＜物流統括管理者（CLO）の業務内容＞ ※CLO：Chief Logistics Officer

○**物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。

- 中長期計画、定期報告等の作成
- **トラックドライバーの負荷軽減**と**トラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資**、**デジタル化**、**物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施**　等

今後のスケジュール（想定）

- 2024年5月15日　物流改正法　公布
- 2024年6月～11月　第１回～第４回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
- **2024年11月27日**　**合同会議取りまとめ**を策定・公表
- 2025年１月・２月・３月　法律の施行①に向けた政省令の公布

- **2025年４月１日**　**法律の施行①**
  - 基本方針
  - 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
  - 判断基準に関する調査・公表　等
- **2025年秋頃**　**判断基準に関する調査・公表**の実施

特定事業者の指定に向け
荷　主：取扱貨物重量の把握
トラック：車両台数の把握
倉　庫：保管量の把握

- **2026年４月１日**　**法律の施行②**
  - 特定事業者の指定
  - 中長期計画の提出・定期報告
  - 物流統括管理者（CLO）の選任　等
- **2026年５月末**　**特定事業者の届出～指定手続**
  - →荷主は、指定後速やかに**物流統括管理者の選任届出**
- **2026年10月末**※　**中長期計画**の提出　※初年度のみ
- **2026年秋頃（想定）**　**判断基準に関する調査・公表**の実施

定期報告に向け
・実施状況把握
・荷待ち時間等の計測

- **2027年７月末**　**定期報告**の提出